

◎手数料の徴収・収納業務を委託しています。

市では、下記の手数料の徴収・収納業務を委託していますので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定により公表します。

【委託業務】：犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収委託

【委託先】：公益社団法人群馬県獣医師会沼田地区獣医師会
林動物病院

【委託期間】：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで